平成２１年（フ）第６６号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字細井100番地細井寮112―３、住民票上の住所宮崎県日南市大字殿所891番地
債務者　水元　幸憲
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
宮崎県都城市高城町有水3395番地１
債務者　中山　和子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２５０号
宮崎県えびの市大字原田2174番地３
債務者　豊原　雄二
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目28番27―１号
債務者　上吹越明子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
沖縄県中頭郡西原町字翁長208番地、旧住所沖縄県中頭郡西原町字我謝241番地の21
債務者　稲福　清美（旧姓大村・山城）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３９５号
沖縄県那覇市字仲井真398番地46
債務者　古堅　宗功
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０１号
沖縄県中頭郡西原町字我謝41番地呉屋アパート202号
債務者　上江洲淳子（旧姓島本）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４２６号
沖縄県那覇市松川３丁目23番56―108号　かねぎ荘
債務者　東島　正樹
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４２８号
沖縄県那覇市繁多川３丁目４番40―803号　繁多川市営住宅Ａ棟
債務者　神谷さおり
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４６号
沖縄県浦添市内間２丁目13番13―405号　玉城マンションⅡ
債務者　石嶺　真樹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５１号
宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目21番１号
債務者　佐藤那美子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１５２号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字七作55番地６
債務者　松倉　豊子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４５１号
秋田市新屋割山町４番25号
債務者　小松　潮子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０１号
長野市稲田３丁目19番24号
債務者　金子　徳子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
長野県上田市中野201番地29
債務者　荒井　孝司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２２８号
長野県上田市上田原1107番地14　サンコーポラス長池２―306号
債務者　大澤　佳奈（旧姓和泉田）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２９５号
長野県安曇野市豊科3867番地、前住所長野県安曇野市穂高5644番地２
債務者　久保田盛雄
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部